

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現 状

(1) 地域の災害リスク

① 地域の概要・立地

羽咋市は、能登半島の基部西側、半島中間部に位置し、面積約81.85km²、東西南北ともに約10kmのコンパクトな都市である。

「能登の里山里海」の豊かな自然環境を有し、日本で唯一の砂浜ドライブコースの『千里浜なぎさドライブウェイ』や『神子原地区の棚田』などは、本市が誇る貴重な観光資源である。

また、県内では金沢市に次いで2番目に重要文化財（建造物）が多い地域であり、これらの観光資源の魅力に加え、2015年（平成27年）3月の北陸新幹線開業も追い風となり、近年は、首都圏をはじめ、全国からこれまで以上に多くの観光客が訪れている。

② 想定される地域の災害リスク

【洪水災害ハザードマップ】

羽咋市によると、羽咋川、子浦川が大雨（想定量最大規模降雨）によって増水し、堤防が壊れた場合の浸水予測結果に基づいて、河川沿いの一部地域において5.0m、一部の田園地域では3.0mの浸水が予想されている。

大雨の規模は、1000年に1回程度起こりうる大雨により河川が氾濫した場合を想定している。特に3m以上の冠水・浸水被害の想定区域に立地する地域内（越路野・鹿島路・余喜地区）にある各事業所所在地をハザードマップ上で検証した結果、会員事業所は67社で、会員全体の11.2%に当たる。なお、同地域は繊維業を中心とした事業所が多い。

【土砂災害ハザードマップ】

羽咋市によると、越路野、鹿島路、余喜、邑知の各地区を中心がけ崩れ、地滑り、土石流等の土砂災害が発災する恐れがある。特に邑知地区は棚田が多く農業が中心である。

平成17年4月1日、羽咋市の福水地区の宮谷川右岸で発災した地すべりが発災により、電力鉄塔が倒壊し、能登地区の約11万戸で一時停電した。

【地震災害ハザードマップ】

羽咋市によると、邑知潟断層帯（眉丈山第1、第2断層・石動山断層）による直下型断層を想定しており、震度6以上の地震が市内全域に想定されている。

【津波災害ハザードマップ】

羽咋市によると、千里浜地区で、最大津波高3.7m、第1波到達時間35分、のと里山海道より海岸寄りとなっている。市街地への浸水は、羽咋川河口付近の島出町、大川町北新地区、川原町、本町、的場町、川原町で要避難区域となっている。また、邑知潟周辺の干拓地で、2m以上の浸水が想定されている。

【感染症】

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況 (R3. 4. 1) 《商工会の現況 令和3年版より》

- ・ 商工業者数 1,164事業者
- ・ 小規模事業者数 1,037事業者

【内訳】

	業 種	商工業者	小規模事業者	立地状況
商 工 業 者	建設業	207	197	市内に広く分散している
	製造業	151	131	市内に広く分散している
	卸・小売・飲食店	395	347	市中心部分から東よりに分散
	サービス業	323	290	市中心部分から東よりに分散
	その他	88	72	市内に広く分散している
	合 計	1,164	1,037	

(3) これまでの取組み

① 羽咋市の取組み

【地域防災計画の策定】

羽咋市地域防災計画（以下「市地域防災計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、羽咋市防災会議が作成するものである。

この計画は、羽咋市（以下「市」という。）、石川県（以下「県」という。）及び防災関係機関や公共団体、市民の処理すべき責務に関し、総合的かつ計画的な対策を定め、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、安全・安心なまちづくりに資することを目的とする。

【防災知識の普及】

市、県及び防災関係機関は、地域防災意識の高揚を図り、自主防衛体制の確立を期するため、市民に対して、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等あらゆる機会を利用して防災知識の普及の徹底を図り、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を市民に周知する。なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

また、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るほか、防災と福祉の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

《普及の内容》

- ア 市地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制
- イ 気象、水象、地象その他の災害についての知識及びその特性
- ウ 市民及び事業所のとるべき措置
- エ 自主防災組織の活動
- オ 地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動
- カ その他災害対策に必要な事項

【防災、感染症対策備蓄品】

応急対策に必要なとされる備蓄物資について、年次計画に基づいて整備している。

【新型インフルエンザ等対策行動計画の策定】

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、住民の生命及び健康を保護することを目的に策定している。

②羽咋市商工会の取組み

【事業所BCPに関する国の施策の周知】

平成30年5月に中小企業庁が作成する支援機関向け中小企業BCP支援ガイドブックが商工会の全経営指導員に配布され、また令和元年には事業継続力強化計画の国の認証制度がスタートしたことを受けて、事業所巡回時に「防災」及び「災害時における事業継続の必要性」についての啓蒙と同計画への取組みを推進しているところである。

【セミナーの開催】

石川県商工会連合会とともに、セミナーを開催して、事業者の意識啓発を図っている。

【商工会が扱うビジネス総合保険への加入推進】

事業所の災害等による休業リスクに対応するため、や全国商工会連合会の商品で、事業者の事業活動を包括的にカバーする「ビジネス総合保険」（引受保険会社：東京海上日動火災、損保ジャパン、三井住友海上、あいおいニッセイ）を用意し、会員事業所へ加入推進を行っている。

II 課 題

現状では、緊急時の取組みについて消防計画に基づいた防災計画にとどまっており、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。

感染症対策についても、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出さないルール作りや、感染拡大時に備えてのマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目 標

- ・地区内事業者に対し、自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、羽咋市商工会と羽咋市（以下「本会と本市」とする。）との情報共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援が行えるよう、また域内における感染症発災時（感染症は「発災」というタイミングがないため。「海外発災期」、「国内感染者発災期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発災期」と細分化していくことも想定。）には、速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・管内事業所の事業継続力強化計画の認定取得に向けての支援を実施する。
- ・事業所の災害リスクを軽減させるために対応した保険や共済への加入推進を強化する。

IV その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに石川県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年 4月 1日～ 令和9年 3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

本会と本市の役割を分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

《1. 事前の対策》

1) 事業者に対する災害リスクの周知（羽咋市商工会、羽咋市）

- ・巡回経営指導時にハザードマップを用いながら、事業所立地場所の自然災害リスク及び影響を軽減するための取組（事業休業への備え、共済や保険への加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、共済の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、共済や保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発災する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者に対しマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援対策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成（羽咋市商工会）

本会は、令和3年度に事業継続計画を作成する。（別添）

3) 関係団体等との連携（羽咋市商工会、羽咋市）

- ・全国商工会連合会と提携している東京海上日動火災保険及びあいおいニッセイ同和損保に専門家の派遣を依頼し、普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症対策に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催

4) フォローアップ（羽咋市商工会）

- ・事業者BCP等の取組状況について巡回及び窓口相談指導時において、ヒアリング等によって確認を行う。
- ・羽咋市内の事業継続強化計画策定数について巡回等による調査を実施し確認する。

5) 当該計画に係る訓練の実施（羽咋市商工会、羽咋市）

- ・自然災害の発災を仮定し、羽咋市と連絡ルートの確認を行う。（訓練は、必要に応じて実施）

《2. 発災後の対策》

自然災害等の発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認（羽咋市商工会、羽咋市）

- ・発災後、1時間以内に職員の安否報告を行う。

（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を本会と本市で共有する。）

- ・国内感染者発災後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、本市における感染症対策本部設置に基づき本会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定（羽咋市商工会、羽咋市）

- ・本会と本市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
下記例の「大規模被害」「被害がある」については、本会にて災害対策本部の設置と相談窓口の開設を想定している。
- ・職員全員が被災する等応急対応が出来ない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1 日以内に情報共有する。

（被害規模の目安は以下を想定する）

大規模被害	市内全域 10%程度の事業所で、「床上浸水」「建物半壊」等、物的損害が発災
被害がある	市内全域 1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物半壊」等、物的損害が発災
ほぼ被害はない	目立った被害はない

※ なお、連絡がとれない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、本会と本市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

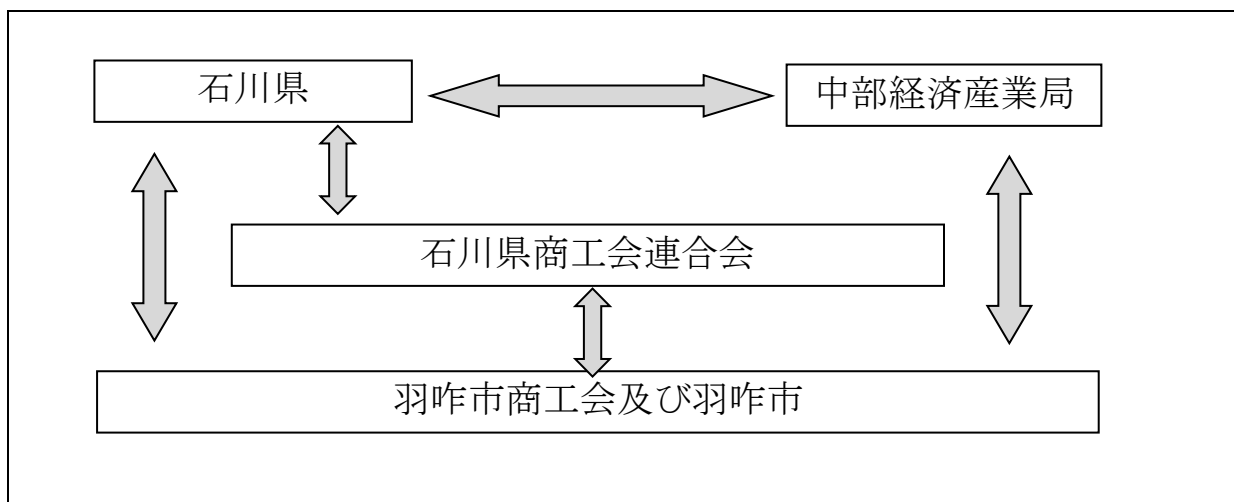
発災後 ～ 1 週間	1 日に 2 回共有する
1 週間 ～ 2 週間	1 日に 1 回共有する
2 週間 ～ 1 ヶ月	1 日に 1 回共有する
2 ヶ月以降	2 日に 1 回共有する

- ・必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入するなど体制維持に向けた対策を実施する。

3) 発災時における指示命令系統・連絡体制（羽咋市商工会、羽咋市）

- ・自然災害発災時に、市内全域の事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことが出来る仕組みを構築する。
- ・自然災害による 2 次被害を防止するため、被災地域での活動方針を決定する。
- ・本会と本市は、自然災害による被災状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、備品、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・本会と本市が共有した情報は、速やかに石川県及び石川県商工会連合会へ報告する。
- ・感染流行の場合、国や石川県等からの情報や方針に基づき、本会と本市が共有した情報を石川県の指定する方法にて当会又は本市より石川県へ報告する。

(連絡体制)



4) 応急対応時の市内全域の事業者に対する支援（羽咋市商工会、羽咋市）

- ・相談窓口の開設方法について、本会と本市において協議決定する。
（本会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・市内全域の事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、県、市の施策）について、市内全域の事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、または、その恐れがある事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

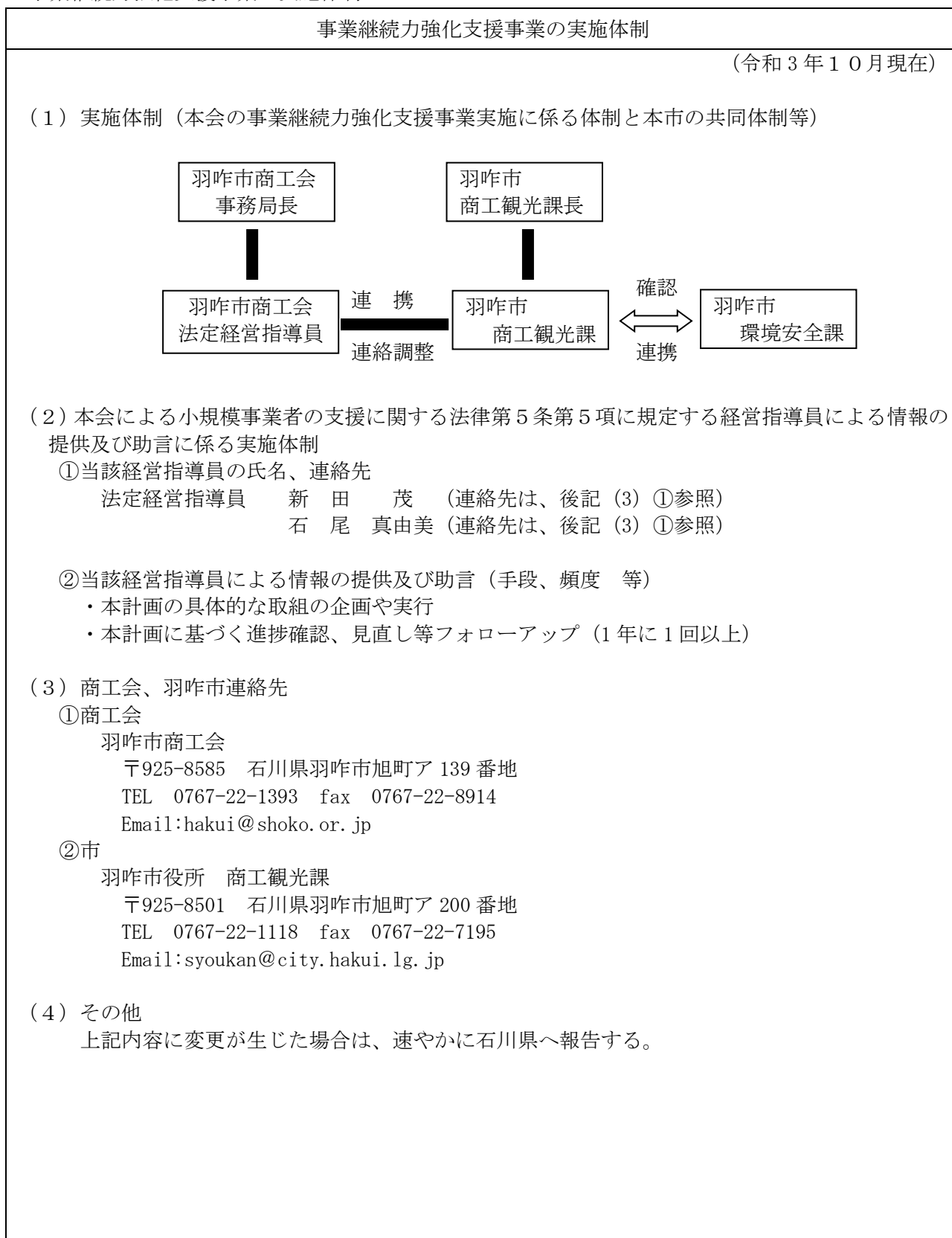
5) 市内全域の事業者に対する復興支援（羽咋市商工会、羽咋市）

- ・石川県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、本会職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を石川県等に相談する。

※ 上記内容に変更が生じた場合には、速やかに石川県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・ 専門家派遣費	0	0	0	0	0
・ 協議会運営費	20	20	20	20	20
・ セミナー開催費	80	80	80	80	80
・ パンフ・チラシ作成費	50	50	50	50	50
・ 防災・感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、羽咋市補助金、石川県補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

